

派遣労働者の  
均衡待遇ってなに？

受け入れ期間延長手続きを  
行わずに受け入れを続けると  
派遣労働者を直接雇用する  
ことになる？

採用担当者必聴！  
労働者採用時に気を付けたい  
改正職業安定法とは？

求人者も  
罰則対象に？

## 派遣先 及び 改正職業安定法 セミナー

～派遣労働者を受け入れる際の留意点・

労働者を雇用する際の留意点～

- 対象
  - ・ 派遣労働者を現在受け入れている事業主
  - ・ これから派遣労働者の受け入れを検討している事業主
  - ・ 求人者（労働者を採用する機会がある事業主）
- 日時 平成29年11月1日（水）  
13:30～16:40（受付13:00～）
- 場所 マイドームおおさか 2階展示ホールCD  
大阪市中央区本町橋2-5
- 定員 1,270名（先着順）  
※1社につき複数名での参加も可能です
- 申込方法 最終面をご覧ください

参加費無料！

### ○セミナーの主な内容

#### <派遣先>

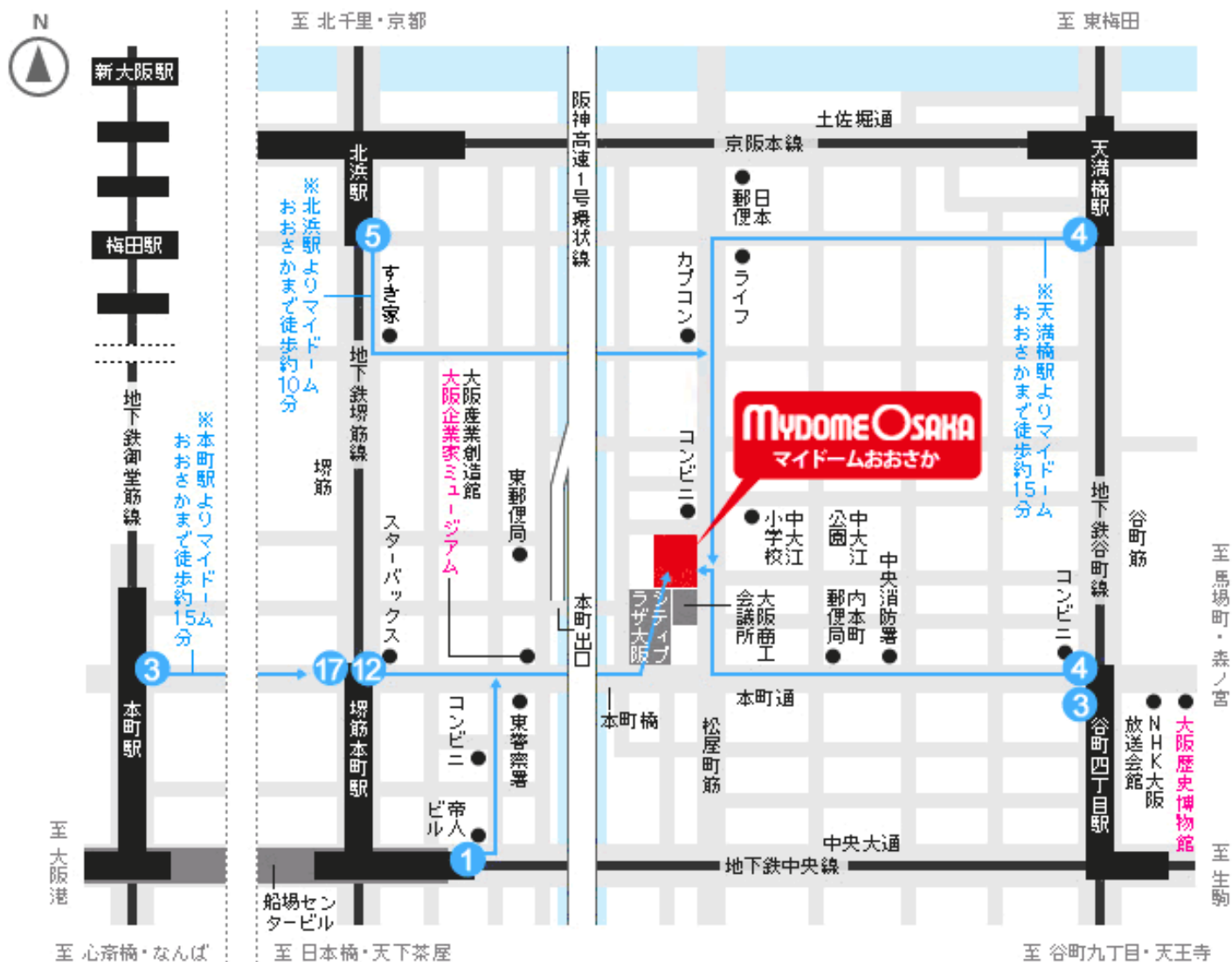
- 派遣労働者を受け入れる派遣先としての留意点について
  - ・ 労働者派遣契約
  - ・ 派遣受け入れ期間の制限
  - ・ 均衡待遇
  - ・ 労働者派遣契約の中途解除
  - ・ 派遣受け入れの際のトラブル事例
- 派遣労働者に対する労働基準法等の適用について
- 派遣労働者に対する男女雇用機会均等法の適用について

講師は、  
厚生労働省  
需給調整事業課  
職員来阪予定！

#### <改正職業安定法>

- 求人者・募集主について、採用時の条件が求人票や募集広告等であらかじめ示していた条件と異なる場合、その内容を求職者に明示する義務について
- 虚偽の求人申込が罰則対象になることについて

# マイドームおおさか



—— 徒歩でのコース

① ③ ④ ⑤ ⑫ ⑰ 地下鉄出口

- ・ 大阪市営地下鉄堺筋線「堺筋本町」駅 12番・17番出口から 徒歩6分
- ・ 大阪市営地下鉄中央線「堺筋本町」駅 1番出口から 徒歩6分
- ・ 大阪市営地下鉄谷町線「谷町四丁目」駅 3番・4番出口から 徒歩7分
- ・ 大阪市営地下鉄谷町線・京阪電鉄「天満橋」駅 4番出口から 徒歩15分
- ・ 大阪市営地下鉄堺筋線・京阪電鉄「北浜」駅 5番出口から 徒歩10分
- ・ 大阪市営地下鉄御堂筋線・中央線・四つ橋線「本町」駅 3番出口から 徒歩15分

## 申込方法

○下記ホームページからお申込みください。定員に達し次第、締め切ります。

大阪労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>労働者派遣事業関係  
[http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/roudousha\\_haken.html](http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/roudousha_haken.html)

○申込みに当たって・・・ご注意ください。

- ・ホームページでのお申込みは一回でお一人様分の登録となります。一社につき複数ご登録いただく場合は、お手数ですが人数分のご登録をお願いいたします。
- ・申込フォームによるお申込みが完了しましたら、登録されたメールアドレスあてに「参加証」が届きますので、プリントアウトして当日会場までお持ちください。メールアドレスに間違いがございましたら参加証が届きませんので入力の際はご注意ください、配信拒否設定をされている場合は解除してからご入力ください。
- ・なお、申込みに当たりお預かりした個人情報は、当セミナー以外の目的には使用いたしません。

